

## 一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程細則

### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本卸電力取引所が定める業務規程について、事項の補足をし、詳細を定める。

### (取引システムの稼働時間)

第2条 業務規程第8条第5項に定める取引システムの稼働時間(以下「システム稼働時間」という。)は以下のとおりとする。

業務規程第5条に定める営業日の午前6時から午後11時30分まで

但し、時間前取引機能は毎日午前0時から午後12時まで

2. 一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)は、やむを得ないと認める場合、第1項のシステム稼働時間を変更することができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員に変更後のシステム稼働時間を通知する。
3. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。但し、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者は、取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

### (受渡システムの稼働時間)

第3条 業務規程第37条第5項に定める受渡システムの稼働時間は以下のとおりとする。

毎日午前0時から午後12時まで

2. 本取引所は、必要があると認めるときは、受渡システムを臨時に停止する、または休止することができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員に停止中または休止中の代替手段および再稼働予定時間を通知する。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

### (手数料等)

第4条 業務規程第31条に規定するスポット取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に理事会が定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。

2. 業務規程第67条に規定する先渡定型取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に理事会が定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。
3. 業務規程第84条に規定する先渡市場取引における売買手数料は、売り買いとも以下のとおりとする。

1計算単位の約定量が、1,500,000kWh以下の場合、  
約定量1キロワット時あたり0.01円(消費税相当額別)

1計算単位の約定量が、1,500,000kWhより大きく2,000,000kWh以下の場合、  
約定量1キロワット時あたり0.008円(消費税相当額別)

1計算単位の約定量が、2,000,000kWhより大きい場合  
約定量1キロワット時あたり0.006円(消費税相当額別)

4. 業務規程第107条に規定する時間前取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に理事会が定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。
5. 業務規程第119条第1項に規定する時間前取引の賠償弁済にかかる手数料は、以下のとおりとする。  
1 エリアの1商品あたり1,000円(消費税相当額別)
6. 業務規程第128条に規定する掲示板取引における掲示手数料は、以下のとおりとする。  
1 掲示につき、5,000円(消費税相当額別)

**(決済預託金による制限の計算式)**

第5条 業務規程第20条に規定する決済預託金と入札額を検証する式は以下のとおりとする。

- 1 受渡日の最大買い入札額の和  $\leq$  決済預託金額  $\div$  3
2. 前項の1受渡日の最大買い入札額の和は、商品毎に入札価格とその価格に対応する入札量の積の最大値を受渡日1日を通じて積算した値とする。
3. 第1項右辺の計算において端数が生じた場合、小数点以下第1位で四捨五入する。

**(受渡場所の届出の時限等)**

第6条 業務規程第35条第1項に規定する売り手の発電地点の登録の時限は以下のとおりとする。また、登録の方法は、受渡システムを介して行うこととする。

第1時間帯約定分:午前11時まで

第2時間帯約定分:午後1時まで

第3時間帯約定分:午後3時まで

2. 業務規程第35条第2項に規定する買い手の小売事業者の登録の時限は以下のとおりとする。また、登録の方法は、受渡システムを介して行うこととする。

第1時間帯約定分:午前11時まで

第2時間帯約定分:午後1時まで

第3時間帯約定分:午後3時まで

3. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、前二項の時限を臨時に延長する、または短縮することができる。但し、緊急の必要性があり、かつ、理事会を直ちに招集することが困難であるときは、理事長または理事長不在の場合は理事長代行者は、前二項の時限を臨時に延長する、または短縮することができる。この場合において理事長または理事長代行者は、遅滞なく、理事会にその処置について報告しなければならない。

**(天災地変等認定の基準)**

第7条 業務規程第43条第1項および業務規程第117条第1項に定められる天災地変等として認定する基準は次に掲げる各号のとおりにする。

- (1) 当該発電所その他附属設備につき、法令や関係団体の発行する基準等に定める天災地変等に対する耐久設計がなされており、かつ善良に保守および管理がなされていること
- (2) 託送供給約款に従い発電計画の変更および連系線等利用計画の変更の届出を行うこと。但し、通信手段の断絶等の不可避な事由により届出を行うことができない場合は、この限りではない。
- (3) その他、理事会が定める事項

**(スポット取引の給電指令時および天災地変等時補償金)**

第8条 業務規程第43条に規定する給電指令時および天災地変等時補償金は、次に掲げる各号の定めに基づき算出された金額とする。

- (1) 業務規程第 42 条第1項以外の給電指令の実施または天災地変等により、引き渡しが出来ない量について、業務規程第 45 条第1項に定める金額から、当該売買代金(消費税相当額を含む。)を除いた額
- (2) 前号にかかわらず、1災害(1災害は内閣府防災担当にて 1 災害とされる範囲、またはそれに準じて理事会が設定する。)または同一原因による給電指令あたりの交付の予定額の合計が 1,500 万円を超過する場合、1,500 万円を各売手の交付予定額で比例按分した額

**(スポット取引賠償弁済額)**

第9条 業務規程第45条第1項に規定する本取引所が売り手に請求する賠償弁済額は、次に掲げる各号の定めに基づき算出された金額を合算した金額とする。

- (1) 対象となる量のうち、当該約定の売りエリアの当該時間帯のスポット取引の売り約定量の合計値の3%以下の量(以下当号内、「3%内不足量」という。)については、当該約定の売りエリアを管轄する一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力の変動範囲内電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額と同額とする。但し、不足を生じた商品の約定価格と3%内不足量との積に消費税相当額を加えた金額が当該変動範囲内電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額を超える場合、約定価格と3%内不足量との積に消費税相当額を加えた金額とする。
  - (2) 前号を超える不足量(以下当号内、「3%超過不足量」という。)については、当該売りエリアを管轄する一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力の変動範囲超過電力料金(消費税相当額を含む。)とする。但し、不足を生じた商品の約定価格と3%超過不足量との積に消費税相当額を加えた金額が当該変動範囲超過電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額を超える場合、約定価格と3%超過不足量との積に消費税相当額を加えた金額とする。
2. 業務規程第45条第2項に規定する本取引所が買い手に交付する賠償弁済額は、次に掲げる各号の定めに基づき算出された金額を合算した金額とする。
- (1) 対象となる量のうち、業務規程第 24 条第2項の規定に基づき通知された単位毎の約定量から業務規程第 36 条で変更された単位毎の約定量を減じた値(以下当号内、「通変確定不足量」という。)について、当該約定の売りエリアの当該時間帯のスポット取引の売り約定量の合計値の3%以下の量(以下当号内、「買いエリア3%内不足量」という。)については、当該約定の買いエリアを管轄する一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力の変動範囲内電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額と同額とする。
  - (2) 通変確定不足量内の前号を超える量(以下当号内、「買いエリア3%超過不足量」という。)については、当該買いエリアを管轄する一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力の変動範囲超過電力料金(消費税相当額を含む。)とする。
  - (3) 対象となる量から通変確定不足量を減じた値(以下当号内、「計量不足量」という。)について、当該約定の売りエリアの当該時間帯のスポット取引の売り約定量の合計値の3%以下の量から第1号で計算する買いエリア3%内不足量を減じた値(以下当号内、「売りエリア3%内不足量」という。)については、当該約定の売りエリアを管轄する一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力の変動範囲内電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額と同額とする。
  - (4) 計量不足量から前号で計算する売りエリア3%内不足量を減じた量(以下当号内、「売りエリア3%超過不足量」という。)については、当該売りエリアを管轄する一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力の変動範囲超過電力料金(消費税相当額を含む。)とする。
3. 本取引所は、前二項の各月および各エリア毎の変動範囲内電力料金(消費税相当額を含む。)および変動範囲超過電力料金(消費税相当額を含む。)を対象となる月の前月中に取引会員に通知する。

4. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、第1項、第2項の定めにかかわらず、賠償弁済額を別に定めることができる。この場合、予め別に定めた値およびその有効期間を取引会員に通知する。

#### (時間前取引の給電指令時および天災地変等時補償金)

第10条 業務規程第117条に規定する時間前給電指令時および天災地変等時補償金は、次に掲げる各号の定めに基づき算出された金額とする。

- (1) 業務規程第 116 条第1項以外の給電指令の実施または天災地変等により、引き渡しが出来ない量について、業務規程第 119 条第1項に定める金額(手数料は含まない。)から、当該売買代金(消費税相当額を含む。)を除いた額
- (2) 前号にかかわらず、1災害(1災害は内閣府防災担当にて 1 災害とされる範囲、またはそれに準じて理事会が設定する。)または同一原因による給電指令あたりの交付の予定額の合計が 1,500 万円を超過する場合、1,500 万円を各売手の交付予定額で比例按分した額

#### (時間前取引賠償弁済額)

第11条 業務規程第119条第1項および第2項に規定する賠償弁済額は、次に掲げる各号の定めに基づき算出された金額を合算した金額とする。

- (1) 対象となる量のうち、その不足量が属する業務規程第 100 条第2項の規定に基づき通知された単位毎の約定量の3%以下の量(以下当号内、「3%内不足量」という。)については、当該約定の売りエリアを管轄する一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力の変動範囲内電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額と同額とする。但し、不足を生じた商品の約定価格と3%内不足量との積に消費税相当額を加えた金額が当該変動範囲内電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額を超える場合、約定価格と3%内不足量との積に消費税相当額を加えた金額とする。
  - (2) 前号を超える不足量(以下当号内、「3%超過不足量」という。)については、当該売りエリアを管轄する一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力の変動範囲超過電力料金(消費税相当額を含む。)とする。但し、不足を生じた商品の約定価格と3%超過不足量との積に消費税相当額を加えた金額が当該変動範囲超過電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額を超える場合、約定価格と3%超過不足量との積に消費税相当額を加えた金額とする。
2. 本取引所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、前項の定めにかかわらず、賠償弁済額を別に定めることができる。この場合、予め別に定めた値およびその有効期間を取引会員に通知する。

#### (近接性評価割引額等の対象条件)

第12条 業務規程第46条第1項および業務規程第120条第1項に定められる組合せ、および乗じる値は別表2に定める。

2. 業務規程第46条第1項および業務規程第120条第1項に定められる対象除外の小売を行う事業者は、別表3に定める。

#### (参加者数少数による公開情報の制限)

第13条 業務規程第51条第1項第2号および業務規程第122条第1項第2号に定める公開する条件は以下のとおりとする。

分断単位のエリアで当該受渡日において、業務規程第10条に規定する登録量の登録を行った取引会員が4社以上の場合

2. 同号に定める公開の方法は、本取引所市場取引検証特別委員会によるスポット成約状況の公開の時期とあわせて行う。

**(必要的規定事項)**

第14条 業務規程第55条第2項に定められる売買基本契約書における必要的規定事項は別表1に定める。

**(先渡市場取引の計算期間)**

第15条 業務規程第76条に定められる1計算単位の期間は、月曜日(休業日の場合は、直後の営業日)からその週の金曜日(休業日の場合は、直前の営業日)までとする。

**(先渡市場取引における容量超過により解消にかかる費用)**

第16条 業務規程第80条第4項に定める売買可能量超過の状態を解消する手続きに要した費用は、解消の対象とする売買のエリアの一般電気事業者の託送供給約款に定める負荷変動対応電力のうち、変動範囲超過電力料金(消費税相当額を含む。)に相当する金額と同額とする。

**(先渡市場取引における通知するエリア間約定量差)**

第17条 業務規程第86条第1項第2号に規定する通知するエリア間の約定量差は、以下のとおりとする。

北海道エリア、東北エリアおよび東京エリアと中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリアおよび九州エリアとの間の約定量差とし、その値は北海道エリア、東北エリアおよび東京エリアの売り約定量の和から買い約定量の和を減じた値

付則

第1条 平成21年7月10日の改定は、平成21年9月1日受渡分から適用する。

|    |            |
|----|------------|
| 制定 | 平成17年1月31日 |
| 改定 | 平成21年3月6日  |
|    | 平成21年4月24日 |
|    | 平成21年7月10日 |

## (別表1)

## 必要的規定事項

| 項目        | 取り決めておく内容   |
|-----------|---|
| 個別契約の内容   | 個別契約で定めることが取り決められていること  |
| 個別契約の成立   | 本取引所の約定と同時に売買契約が成立するよう取り決めること   |
| 個別契約の変更   | 個別契約の変更について、その手続き、変更に伴う費用負担等が取り決められていること  |
| 個別契約の取消   | 個別契約の取消について、取消の条件等が明確に取り決められていること   |
| 情報の連絡方法   | 受け渡しに必要な手続き等に必要な情報について、その連絡方法が取り決められていること   |
| 受け渡しの方法   | 受け渡しの方法、受け渡しに伴う必要な手続きの実行者、受け渡しにかかる費用の費用負担が取り決められていること。また、受け渡しができない場合の扱いが取り決められていること |
| 受け渡しの確認方法 | 受け渡しの確認方法が定められていること   |
| 契約の解除     | 基本契約、個別契約の解除条件が取り決められ、解除に伴う損害賠償額の算定についても取り決められていること                                 |
| 量および価格    | 売買契約の目的物の量および価格は、それぞれ本取引所で約定した量および価格であることが取り決められていること                               |
| 支払方法      | 代金の支払方法および支払時期が、取り決められていること   |
| 転売、買い替え   | 買主が転売するときの取り決めがなされ、また売主が買い替えを行うときの取り決めがなされていること                                     |

## (別表2)

| 受電地点   | 紐付く買い手のエリア | 乗じる値 |
|--|------------|------|
| 北海道の上川支庁, 留萌支庁, 宗谷支庁, 網走支庁, 十勝支庁, 釧路支庁, 根室支庁の各管内地域 | 北海道        | 0.20 |
| 山形県  | 東北         | 0.16 |
| 埼玉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県および富士川以东の静岡県                    | 東京         | 0.30 |
| 長野県  | 中部         | 0.20 |
| 富山県  | 北陸         | 0.01 |
| 大阪府のうち能勢町, 豊能町, 太子町, 河南町, 千早赤阪村, 岬町を除く地域           | 関西         | 0.29 |
| 兵庫県神戸市, 尼崎市, 伊丹市, 川西市, 宝塚市, 西宮市, 芦屋市, 明石市          | 関西         | 0.29 |
| 京都府京都市, 宇治市, 向日市, 長岡京市, 大山崎町, 久御山町, 八幡市, 城陽市       | 関西         | 0.29 |
| 奈良県奈良市, 生駒市  | 関西         | 0.29 |
| 岡山県  | 中国         | 0.08 |
| 広島県のうち大竹市, 廿日市市を除く地域                               | 中国         | 0.08 |
| 香川県のうち中国電力株式会社の供給地域                                | 中国         | 0.08 |
| 兵庫県のうち中国電力株式会社の供給地域                                | 中国         | 0.08 |
| 愛媛県のうち中国電力株式会社の供給地域                                | 中国         | 0.08 |
| 高知県高知市, 南国市, 香南市, 香美市, 本山町, 大豊町, 土佐町, 大川村, いの町     | 四国         | 0.03 |

(次ページに続く)

| 受電地点          | 紐付く買い手のエリア | 乗じる値 |
|---------------|------------|------|
| 九州エリア以外       | 九州         | 0.08 |
| 福岡県, 熊本県, 宮崎県 | 九州         | 0.08 |

## (別表3)

|           |
|-----------|
| 北海道電力株式会社 |
| 東北電力株式会社  |
| 東京電力株式会社  |
| 中部電力株式会社  |
| 北陸電力株式会社  |
| 関西電力株式会社  |
| 中国電力株式会社  |
| 四国電力株式会社  |
| 九州電力株式会社  |